

## 立会外取引制度の導入について

平成 14 年 3 月 6 日  
証券会員制法人 福岡証券取引所

### 1. 趣旨

証券取引に係る諸制度の改正が実施され、投資家の取引ニーズの多様化が進むなか、当該取引形態は、現状の売買立会における競争売買による枠組みでは円滑な執行が困難な面がある。

したがって、本所としては、投資家の多様な取引ニーズに対応し、投資家の取引機会の拡大及び本所市場の利便性向上を図る観点から、売買立会による売買制度に加え、立会外による取引制度を導入することとする。

具体的には、本所の立会時間外において、最終値段の一定の範囲内で売買注文に条件を付加して取引を行うことができる「単一銘柄取引」と、最終値段(終値)による取引を行うことができる「終値取引」を導入する。

### 2. 制度概要

別紙参照

以 上

## . 立会外単一銘柄取引の概要

項目	内容	備考
1. 取引対象	・本所上場株券(新株、優先出資証券を含む。)及び上場転換社債券	
2. 申込みの方法	・正会員は、銘柄名、価格、申込数量等を記載した「立会外単一銘柄取引売買申込書」を本所へ提出することにより申込みを行う。 ・取引価格及び取引数量等について交渉条件を付加することができる。	・実務的には当該書面をファックスで送付することにより行う。
3. 売買の種類	・売買の種類は、普通取引及び当日決済取引とする。	
4. 取引時間	午前8時20分～午前9時00分 午前11時00分～午後0時30分 午後3時30分～午後4時30分 (半休日の場合は、 の時間帯の取引は行わない。)	
5. 取引価格	・それぞれの時間帯の直前の終値(最終気配を含む)の上下7%以内で、1円単位(株券)・1銭単位(転換社債券) 上記 の時間帯 : 前日終値の上下7%の範囲内 " の時間帯 : 前場終値の上下7% " " の時間帯 : 当日終値の上下7% "	・直前の終値については、東証及び大証における値段を含む。 ・特別気配等を含む。
6. 取引数量	・取引数量は、売買最小単位以上。	
7. 売買契約締結の方法	・売付けの申込みと買付けの申込みを対当させることにより、売買を成立させる。	

項目	内容	備考
8. 売買内容の通知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本所は、売買成立後直ちに、売買内容を売方正会員及び買方正会員に通知する。</li> <li>・正会員は、売買内容の通知を受けたときは、直ちにその内容を照合・確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実務的には当該書面をファックスで送付することにより行う。</li> </ul>
9. 売買の停止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本所は、以下の場合には、単一銘柄取引の売買を停止する。</li> <li>(1) 単一銘柄取引の対象となる銘柄について、業務規程第28条の規定により、売買の停止が行われた場合</li> <li>(2) 有価証券又はその発行者等に関し、投資者の投資判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる情報が生じている場合で、当該情報の内容が不明確である場合又は本所が当該情報の内容を周知させる必要があると認める場合</li> <li>(3) 単一銘柄取引の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合その他売買管理上単一銘柄取引を継続して行わせることが適当でないと認める場合</li> <li>(4) 単一銘柄取引に係る本所の施設に支障が生じた場合等において単一銘柄取引を継続して行わせることが困難であると認める場合</li> </ul>	
10. 過誤訂正のための売買	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正会員は、顧客の注文を真にやむを得ない事由による過誤等により、委託の本旨に従って本所の市場において立会外取引(単一銘柄取引)を執行できなかったときは、本所の定めるところにより、あらかじめ本所の承認を受け、当該承認に係る売付け又は買付けを、本所が適当と認める値段により、自己が相手方となって立会外取引(単一銘柄取引)によらずに執行することができる。</li> <li>・本所の承認を受けようとする正会員は、「過誤訂正等のための立会外取引によらない売買承認申請書」を本所に提出するものとする。</li> </ul>	

項目	内容	備考
11. 取引内容の公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取引内容(銘柄、数量、値段、成立時刻)については、本所ホームページ等において公表する。</li> <li>・売買代金50億円以上の取引は、翌日の午後4時30分に公表する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他情報ベンダーによる公表も行う。</li> </ul>
12. 決済の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・売買契約締結の日。ただし、当事者が合意するときは、その翌日(休業日にあたる場合は、順次繰り下げる。)に限り決済を繰り延べることができる。</li> <li>・売買契約締結の日から起算して4日目(休業日を除外する。)の日。 ただし、株券について配当落ち、権利落ちとして定める期日の売買については当該売買契約締結の日から起算して5日目の日。 転換社債券について転換条件の変更として定める期日及び期中償還請求権に係る権利落ちとして定める期日の売買については、当該売買契約締結の日から起算して5日目の日。 ただし、転換社債券について基準日等と利払期日前日が連続する場合には、当該連続する2日間の翌日(5日目又は6日目の日)に決済を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別の取引ごとの清算とする。</li> <li>・同一決済日となる普通取引等と、総括清算とする。</li> <li>・基準日等とは転換条件の変更が行われる日の前日及び期中償還請求期間満了の日。</li> </ul>
13. 信用取引・貸借取引	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単一銘柄取引は、信用取引及び貸借取引により行うことができる。</li> </ul>	
14. 定率会費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定率会費の標準徴収率は、  <ul style="list-style-type: none"> <li>単独上場銘柄 売買代金の万分の1.2</li> <li>重複上場銘柄 売買代金の万分の0.027</li> </ul> </li> </ul>	
15. 取引開始日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未定</li> </ul>	

以 上

## 立会外終値取引の概要

項目	内容	備考
1. 取引対象	・本所上場株券(新株、優先出資証券を含む。)及び上場転換社債券	
2. 申込みの方法	・正会員は、銘柄名、価格、申込数量等を記載した「立会外終値取引売買申込書」を本所へ提出することにより申込みを行う。	・実務的には当該書面をファックスで送付することにより行う。
3. 売買の種類	・売買の種類は、普通取引のみ。	
4. 取引時刻	・午前8時50分、午後0時20分、午後4時00分に取引を成立させる。 (半休日は、午前8時50分及び午後0時20分)	・注文受付は、 午前8時20分から午後4時00分 半休日は、午後0時20分まで
5. 取引価格	・取引価格 午前8時50分 : 前日終値 午後0時20分 : 前場終値 午後4時00分 : 当日終値	・取引価格については、特別気配等を含む。
6. 取引数量	・取引数量は、売買最小単位以上。	
7. 呼値	・呼値の順位については、時間優先の原則に基づくものとする。ただし、正会員が売呼値を行うとともに、当該売呼値に対当させるために同数量の買呼値を同時に行う場合、当該売呼値と買呼値は他の呼値に優先するものとする。	
8. 売買契約締結の方法	・呼値の順位に従って、売呼値又は買呼値のいずれか少ない方の呼値の全部の数量が執行されるまで対当する呼値の間に取引を成立させるものとする。	

項目	内容	備考
9. 売買内容の通知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本所は、売買成立後直ちに、売買内容を売方正会員及び買方正会員に通知する。</li> <li>・正会員は、売買内容の通知を受けたときは、直ちにその内容を照合・確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実務的には当該書面をファックスで送付することにより行う。</li> </ul>
10. 売買の停止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本所は、以下の場合には、終値取引の売買を停止する。</li> <li>(1) 終値取引の対象となる銘柄について、業務規程第28条の規定により、売買の停止が行われた場合</li> <li>(2) 有価証券又はその発行者等に関し、投資者の投資判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる情報が生じている場合で、当該情報の内容が不明確である場合又は本所が当該情報の内容を周知させる必要があると認める場合</li> <li>(3) 終値取引の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合その他売買管理上終値取引を継続して行わせることが適当でないと認める場合</li> <li>(4) 終値取引に係る本所の施設に支障が生じた場合等において終値取引を継続して行わせることが困難であると認める場合</li> </ul>	
11. 過誤訂正のための売買	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正会員は、顧客の注文を真にやむを得ない事由による過誤等により、委託の本旨に従って本所の市場において立会外取引(終値取引)を執行できなかったときは、本所の定めるところにより、あらかじめ本所の承認を受け、当該承認に係る売付け又は買付けを、本所が適当と認める値段により、自己が相手方となって立会外取引(終値取引)によらずに執行することができる。</li> <li>・本所の承認を受けようとする正会員は、「過誤訂正等のための立会外取引によらない売買承認申請書」を本所に提出するものとする。</li> </ul>	

項目	内容	備考				
12. 取引内容の公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取引内容(銘柄、数量、値段、成立時刻)については、本所ホームページ上等において公表する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他情報ベンダーによる公表も行う。</li> </ul>				
13. 決済の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・売買契約締結の日から起算して4日目(休業日を除外する。)の日。  ただし、株券について配当落ち、権利落ちとして定める期日の売買については、当該売買契約締結の日から起算して5日目の日。  転換社債券について転換条件の変更として定める期日及び期中償還請求権に係る権利落ちとして定める期日の売買については、当該売買契約締結の日から起算して5日目の日。  ただし、転換社債券について基準日等と利払期日前日が連続する場合には、当該連続する2日間の翌日(5日目又は6日目の日)に決済を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同一決済日となる普通取引等と、総括清算とする。</li> <li>・基準日等とは転換条件の変更が行われる日の前日及び期中償還請求期間満了の日。</li> </ul>				
14. 信用取引・貸借取引	<ul style="list-style-type: none"> <li>・終値取引は、信用取引及び貸借取引により行うことができる。</li> </ul>					
15. 定率会費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定率会費の標準徴収率は、  <table border="0" data-bbox="645 922 1167 997"> <tr> <td>単独上場銘柄</td> <td>売買代金の万分の 1.2</td> </tr> <tr> <td>重複上場銘柄</td> <td>売買代金の万分の 0.027</td> </tr> </table> </li> </ul>	単独上場銘柄	売買代金の万分の 1.2	重複上場銘柄	売買代金の万分の 0.027	
単独上場銘柄	売買代金の万分の 1.2					
重複上場銘柄	売買代金の万分の 0.027					
16. 取引開始日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未定</li> </ul>					

以 上